

答申第 1143 号

諮問第 1801 号

件名：署員名簿の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、署員名簿（令和 5 年 4 月 1 日付け、同年 7 月 1 日付け、同年 9 月 25 日付け、同年 11 月 28 日付け、令和 6 年 1 月 19 日付け及び同年 2 月 1 日付けのもの）（請求日現在、愛知県稲沢警察署で管理するもの）の一部開示決定において、警務課の係別の人数が分かる部分及び生活安全課の係別の人数が分かる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 5 年 12 月 6 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和 6 年 3 月 22 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

処分庁は、審査請求人から、令和 5 年 12 月 6 日付けで行政文書開示請求を受理した。

この行政文書開示請求については、同年 12 月 12 日の補正によって、その請求内容は、

① 行政文書ファイル管理簿の登録が

令和 5 年 運転免許証 更新申請書（証紙付）（4 月 1 日～4 月 10 日）

令和 2 年 土地対策会議等に関する意見回答

平成 31 年 臨時適性検査関係書類

② 稲沢署の署員数の変化がわかるもの

（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

となった（以下「旧開示請求」という。）。

処分庁は、旧開示請求における②の請求内容（以下「旧請求内容」という。）の対象となる行政文書（以下「旧対象文書」という。）は存在しないとして、条例第 11 条第 2 項の規定により行政文書不開示決定（令和 5 年 12 月 18 日付け、務警発第 14959-1 号（以下「旧処分」という。）を行った。

それに対して審査請求人は、令和 6 年 1 月 9 日付けで旧処分に対する審査請求を提起した（以下「旧審査請求」という。）。

処分庁は、旧審査請求を受けて、同審査請求における請求人の主張から、同人が開示を求めていたのは署員数の増減を記載した文書ではなく、一定期間の各年の署員数が記載された文書であったことが判明したため、改めて対象文書を特定することとした。

しかしながら、旧開示請求の記載内容では旧審査請求書に記載されているような文書を求めているとは読み取れなかったため、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）で保管する文書で、旧審査請求において審査請求人が主張する文書を案内し、旧請求内容の補正を求めることとした。

警察本部警務部住民サービス課情報公開センター（以下「情報公開センター」という。）の職員は、令和 6 年 2 月 22 日、情報公開センターを訪れた審査請求人に、補正の参考となる情報を提供し、旧請求内容に対して補正を求めたところ、審査請求人は補正に応じた。

上記補正の結果、旧請求内容については、

② 署員名簿（令和 5 年 4 月 1 日以降のもの）

（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

となった（以下、この補正がされた②の請求内容のことを「本件請求内容」という。）。そして、処分庁は、本件請求内容の対象文書を令和 5 年 4 月 1 日付け、同年 7 月 1 日付け、同年 9 月 25 日付け、同年 11 月 28 日付け、令和 6 年 1 月 19 日付け及び同年 2 月 1 日付けの署員名簿と特定し（以下、これらの文書を「本件対象文書」という。）、同年 3 月 22 日付けで旧処分を取り消し、新たに、同日付けで本件処分をした。

なお、旧開示請求における①の請求内容については、別に対応している。

イ 本件対象文書について

本件対象文書は、稲沢警察署において業務の便宜上作成され、稲沢署内で組織的に共有されているものである。

ウ 本件処分に係る不開示情報

(7) 条例第 7 条第 2 号該当性

a 警部補以下の階級にある警察官及び同相当職の警察職員の氏名

本件対象文書中の警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名が記載された部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

そして、同条第2号ただし書ハは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則に定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分は除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則(平成12年愛知県規則第29号)第3条の2により、警部補以下の階級にある職員をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されている。

また、当該部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同条第2号ただし書イには該当せず、さらに、同条第2号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上の点から当該情報は不開示情報に該当するため、不開示としたものである。

b 職員番号

職員番号は、職員一人ひとりに割り当てられた番号であり、職員の人事、給与、共済事務等において使用されており、その性質から公にすることにより当該職員個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当するため、不開示とした。

(1) 条例第7条第4号該当性

a 警務課の係別の人数

本件処分では警務課の係別の人数が分かる部分を、留置管理の体制に関する情報として不開示としている。

留置管理係の人員は被疑者及び被告人の留置及び勾留に関する監視体制等が明らかとなる情報であり、これらの情報を公にすると、被留置者の逃亡又は奪還等を企図する者が、警察側の体制に応じた措置をとることにより、これらの行為を容易とするため、留置及び勾留業務に支障を及ぼすおそれがある。

稲沢警察署の警務課は、警務係、住民サービス係及び留置管理係で構成されている。

本件対象文書は、概ね署員の異動があった時期に作成され、一枚

の用紙に稲沢警察署員全員の職又は階級、氏名、職員番号が記載されており、係名の欄には係毎の人数が記載されたものとなっている。

そのため、本件対象文書は警務課各係の人員が判明するものとなっている。

愛知県警察においては、警察署の各課の人員は原則として開示することとしているところ、警務係及び住民サービス係の人員そのものは留置管理業務に関連しないが、開示する警務課の人数から、警務課長、警務係及び住民サービス係の人数を差し引くことで、留置管理係の人員が判明し、警務係及び住民サービス係の人員については留置管理係の体制が分かる情報となることから、これらの係の実員人数も条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

b 生活安全課及び刑事課の係別の人数が分かる部分

本件処分では、生活安全課及び刑事課の係別の人数が分かる部分を犯罪の予防及び鎮圧に係る体制等に関する情報であり、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがある情報として不開示としている。

生活安全課に関して具体的には、少年係及び保安係は、半グレ集団、違法風俗店の摘発等、暴力団の関与が窺える事件の捜査を取り扱うことがある。そのような中で、これらの人数を公とすることにより、暴力団等の反社会勢力が警察の対処能力を把握し、その対処能力を研究・分析をして、警察による犯罪捜査から免れようとするなどの対抗措置を講ずることが容易となり、その結果、将来の犯罪実行を容易にし、又は犯罪の捜査を困難にするおそれがある。

よって、生活安全係の人員を開示すると、開示する生活安全課の人数から、生活安全課長及び生活安全係の人数を差し引くことで、少年係及び保安係の体制が分かる情報となることから、生活安全係の実員人数についても条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

刑事課に関して具体的には、強行係、盗犯係、鑑識係及び知能・暴力・薬物係は、暴力団等の反社会勢力の捜査を行うため、これらの係の人数は公とすることにより暴力団等の反社会勢力が警察の対処能力を把握し、その対処能力を研究・分析をすることで、対抗措置を講ずることが容易となり、その結果、将来の犯罪実行を容易にし、又は犯罪の捜査を困難にするおそれがある。

よって、刑事総務係の人員を開示すると、開示する刑事課員の人数から、刑事課長及び刑事総務係の人数を差し引くことにより、強行係、盗犯係、鑑識係及び知能・暴力・薬物係の体制が分かる情報となることから、刑事総務係の実員人数についても条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、警務課及び生活安全課の係別の人数を明らかにすべき旨を主張し、請求人が過去に、別の行政文書開示請求を行った結果、行政文書一部開示決定（令和４年９月１４日付け、務警発第 9801 号）等により、稲沢警察署警務課及び生活安全課の係ごとの人員が記載された行政文書が開示され、この時、同署警務課及び生活安全課の係ごとの人員は、不開示とされなかったことを指摘し、警務課及び生活安全課の係別の人員が分かる部分の開示を求めている。

しかしながら、前記(1)、ウ、(イ)で述べたとおり、警務課の係別の人数を公にすれば留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあり、また、生活安全課の係別の人数を公にすれば、将来の犯罪実行を容易とし、又は犯罪の捜査を困難にするおそれがあることから、請求人の主張には理由がない。

また、過去に開示を受けたことがある情報が、本件開示請求日時点あるいは将来にわたり、開示されることに支障がないとの根拠とはなり得ず、本件処分において不開示とした警務課及び生活安全課の係別の人数が分かる部分は、上述したとおり、条例第 7 条第 4 号に該当すると判断したものである。よって、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件開示請求の内容は別記のとおりであり、本件行政文書は、令和 5 年 4 月 1 日付け、同年 7 月 1 日付け、同年 9 月 25 日付け、同年 11 月 28 日付け、令和 6 年 1 月 19 日付け及び同年 2 月 1 日付けの稲沢警察署の署員名簿である。

(2) 本件審査請求について

処分庁は、本件行政文書のうち、別表の 1 欄に掲げる部分について不開示とする本件行政文書一部開示決定をしたところ、審査請求人から別表の 1 欄に掲げる部分のうち、警務課の係別の人数が分かる部分及び生活安全課の係別の人数が分かる部分について開示することを求めるとして、本件審査請求が提起された。

よって、これらの部分が不開示情報に該当するか否か、以下検討する。

(3) 条例第 7 条第 4 号該当性について

ア 警務課の係別の人数が分かる部分について

処分庁によれば、愛知県警察においては、警察署の各課の人員は原則として開示することとしているところ、警務係及び住民サービス係の人

員そのものは留置管理業務に関連しないが、開示する警務課の人数から、警務課長、警務係及び住民サービス係の人数を差し引くことで、留置管理係の人員が判明し、警務係及び住民サービス係の人員については留置管理係の体制が分かる情報となるとのことである。

当審査会において、本件行政文書のうち、警務課の係別の人数が分かる部分を見分したところ、警務課の各係である警務係、住民サービス係及び留置管理係のそれぞれの人数及び各係に配属されている職員の氏名、階級等が記載されていた。

当審査会において検討したところ、既に開示されている警務課の人数から警務課長、警務係及び住民サービス係の人数を差し引くことで、留置管理係の体制が分かることから、警務課の係別の人数は、留置管理の体制に関する情報であって、これを公にすることにより、被留置者の逃亡又は奪還等を企図する者が、警察側の体制に応じた措置をとることにより、これらの行為を容易とするため、留置及び勾留業務に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があるものと認められる。

イ 生活安全課の係別の人数が分かる部分について

処分庁によれば、少年係及び保安係は、半グレ集団、違法風俗店の摘発等、暴力団の関与が窺える事件の捜査を取り扱うことがあり、そのような中で、少年係及び保安係の人数を公にすることにより、暴力団等の反社会勢力が警察の対処能力を把握し、その対処能力を研究・分析をして、警察による犯罪捜査から免れようとするなどの対抗措置を講ずることが容易となり、その結果、将来の犯罪実行を容易にし、又は犯罪の捜査を困難にするおそれがあるとのことである。そして、生活安全係の人員を開示すると、開示する生活安全課の人数から、生活安全課長及び生活安全係の人数を差し引くことで、少年係及び保安係の体制が分かる情報となるとのことである。

当審査会において、本件行政文書のうち生活安全課の係別の人数が分かる部分を見分したところ、生活安全課の各係である生活安全係、少年係及び保安係のそれぞれの人数及び各係に配属されている職員の氏名、階級等が記載されていた。

当審査会において検討したところ、既に開示されている生活安全課の人数から、生活安全課長及び生活安全係の人数を差し引くことで、少年係及び保安係の体制が分かることとなる。よって、生活安全課の係別の人数は、これを公にすることにより、暴力団等の反社会勢力が警察の対処能力を把握し、その対処能力を研究・分析をして、警察による犯罪捜査から免れようとするなどの対抗措置を講ずることが容易となり、その結果、将来の犯罪実行を容易にし、又は犯罪の捜査を困難にするおそれ

があると処分庁が認めることにつき相当の理由があるものと認められる。

ウ したがって、警務課の係別の人数が分かる部分及び生活安全課の係別の人数が分かる部分は、条例第7条第4号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、過去の開示において係別の人数を明らかにしている旨主張するが、仮に過去の別件の開示決定等があったとしても、処分庁が当然にその判断に拘束されるものではなく、審査請求人の主張を採用することはできない。

また、警務課の係別の人数が分かる部分及び生活安全課の係別の人数が分かる部分の条例第7条第4号該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

署員名簿（令和5年4月1日以降のもの）（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名	条例第7条第2号に該当 警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員を特定できるため。
職員番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
警務課の係別の人数が分かる部分	条例第7条第4号に該当 留置管理の体制に関する情報であって、公にすることにより、被留置者の逃亡や奪還などの行為を誘発し、その実行を容易にするなど、留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるため。
生活安全課及び刑事課の係別の人数が分かる部分	条例第7条第4号に該当 犯罪の予防及び鎮圧に係る体制に関する情報であって、公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるため。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 6 . 2 4	諮問（弁明書の写しを添付）
6 . 7 . 5	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
7 . 2 . 2 5 (第 701 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 4 . 2 4 (第 704 回審査会)	審議
7 . 5 . 2 7	答申